

令和 7 年度

事業概要

- ・ 消費生活センターの概要
- ・ 令和 7 年度 事業計画
- ・ 令和 6 年度 事業実施状況



愛媛県消費生活相談窓口イメージキャラクター 「こまどりのPiPi（ピピ）」

愛媛県消費生活センター

目 次

I 消費生活センターの概要

1	沿 革	1
2	施 設 の 概 要	2
3	組 織 及 び 職 員 数	4
4	所 掌 事 務	4

II 令和7年度 事業計画

1	各 種 講 座 等 の 開 催	5
2	展 示 啓 発 及 び 広 報	5
3	情 報 の 提 供	6
4	消 費 生 活 相 談 の 実 施	6
5	商 品 テ ス ト 等 の 実 施	7
6	消 費 者 行 政 推 進 団 体 の 育 成 ・ 支 援	7
7	市 町 相 談 窓 口 と の 連 携	7

III 令和6年度 事業実施状況

1	各 種 講 座 等 の 開 催	8
2	展 示 啓 発 及 び 広 報	10
3	情 報 の 提 供	12
4	消 費 生 活 相 談 の 実 施	13
5	商 品 テ ス ト 等 の 実 施	14
6	相 談 受 付 事 務 処 理 の 流 れ	14

I 消費生活センターの概要



1 沿 革

昭和45年 8月15日

生活相談室を設置。総務部生活課内で相談員（非常勤）2名で相談業務を開始

昭和45年12月 1日

愛媛県生活センター設置。県議会議事堂1階で展示・相談業務を開始

昭和47年 4月 1日

所長以下定員5名の専任職員を配置、生活環境部生活課で業務開始

昭和47年 6月21日

愛媛県生活保健ビル（松山市三番町8丁目234番地）へ新築移転。

商品テスト室、研修室を拡充。テスト業務、各種講座を開始

昭和49年 4月 1日

定員2名増員（職員7名）

昭和51年 4月 1日

相談員（非常勤隔日勤務）2名増員（相談員4名）

昭和51年 6月15日

定員1名増員（職員8名）

昭和52年 4月

えひめ生活センター友の会事務局設置

昭和56年 4月 1日

商品テスト施設開放事業開始

昭和61年 7月 1日

国民生活センターとのオンラインシステム稼働

昭和62年 2月 1日

相談室に「消費者110番」開設

昭和62年10月28日

愛媛県婦人総合センター（松山市山越町450番地）へ新築移転

平成 3年 4月 1日

愛媛県婦人総合センターを愛媛県女性総合センターに改称

平成13年 4月 1日

定員1名減員（職員7名）

平成18年 4月 1日

愛媛県消費生活センターに名称変更

相談員3名増員、松山地方局管内の相談業務を統合

平成19年 4月 1日

相談員1名増員、西条、今治、八幡浜及び宇和島の各地方局の相談業務を廃止
（市町の窓口相談窓口設置）

平成20年 4月 1日

相談員2名減員（相談員6名）

平成21年 4月 1日

センター所長が課長職に格上げされる

定員1名増員（職員8名）

消費者行政活性化基金を利用し相談員3名増員（相談員9名）

相談時間の延長（7月開始）9時～16時→9時～19時

平成23年 3月22日

商品テスト室・センター事務室の改修

平成23年 4月 1日

愛媛県女性総合センターが、愛媛県男女共同参画センターに改称される

平成24年 4月 1日

相談員1名減員(相談員8名)

平成26年 4月 1日

相談時間の変更

9時～19時 → 月・火・木・金曜日9時～17時、水曜日9時～19時

(祝日及び年末年始を除く)

平成28年 5月 1日

消費者教育推進専門員1名配置

平成28年11月19日

PiPiのなるほどルーム(消費生活展示室)オープン

平成31年 4月 1日

相談員1名減員(相談員7名)

令和 4年 4月 1日

定員1名減員(職員7名)

令和 7年 4月 1日

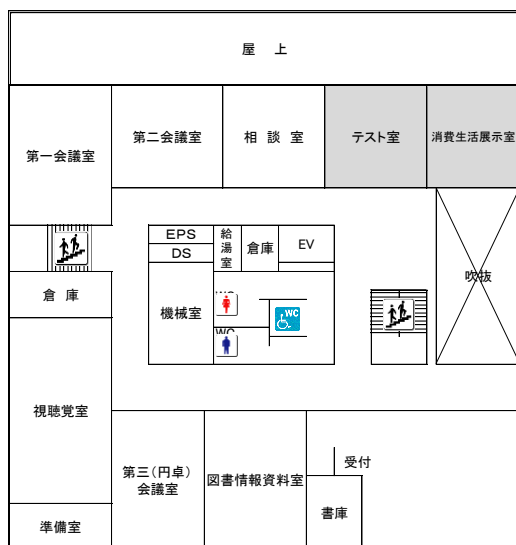
消費者教育推進専門員1名減員

2 施 設 の 概 要

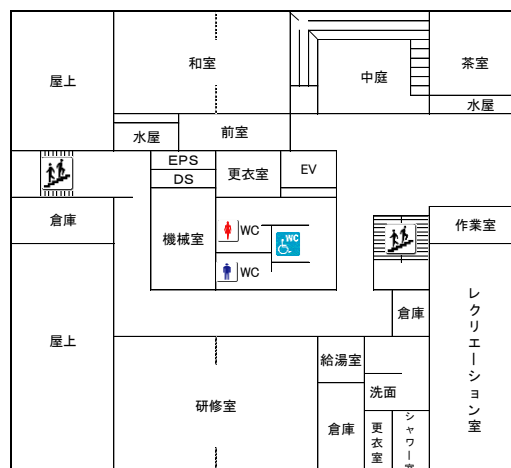
(1) 所在地	松山市山越町450番地 愛媛県男女共同参画センター内		
(2) 構造	鉄筋コンクリート造(一部SRC造)地下1階、地上3階		
(3) 規模			
敷地面積	4,983.91	m ²	
延床面積	4,549.56	m ²	
専用部分	1階		
	事務室	99.83	m ²
	相談室	22.50	m ²
	所長室	20.03	m ²
	展示啓発コーナー	111.99	m ²
	会議室	51.95	m ²
	資料保管室	37.00	m ²
	2階		
	テスト室・消費生活展示室	101.71	m ²
計		445.01	m ²

(4) 平面図

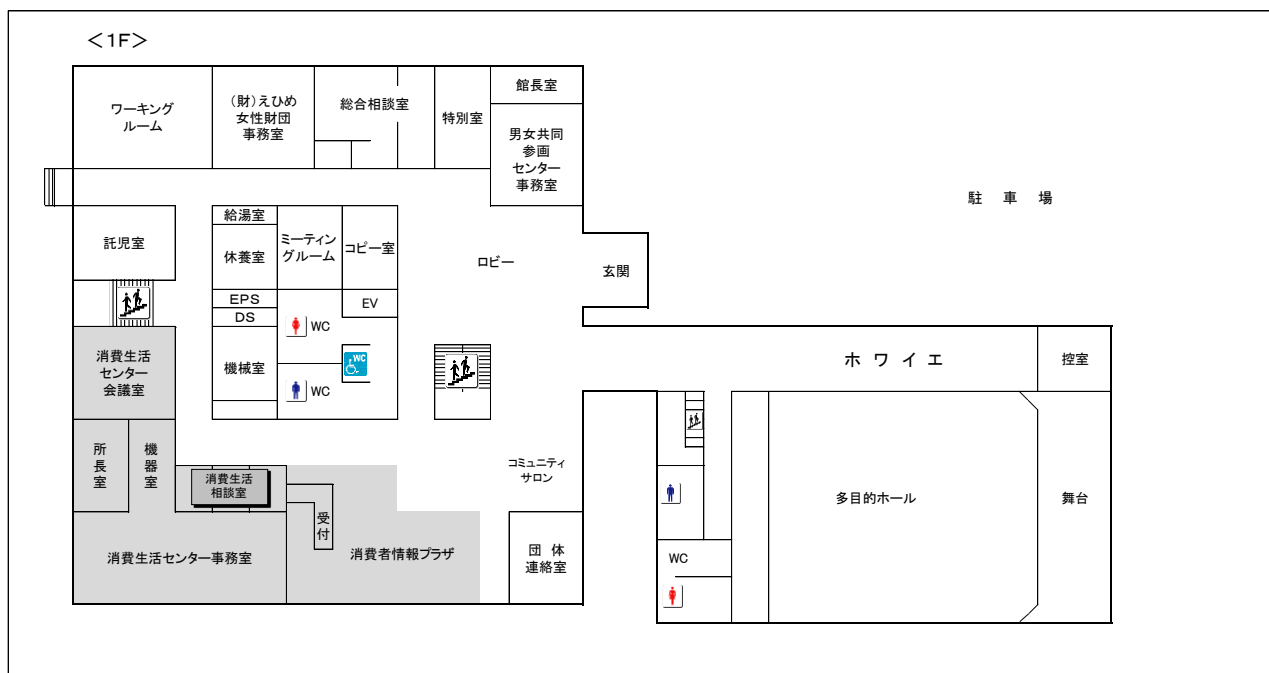
<2F>



<3F>



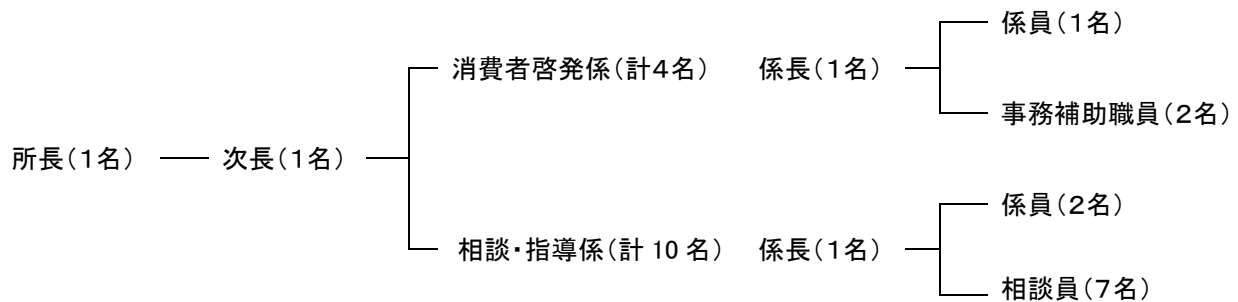
<1F>



3 組織及び職員数

(令和7年4月1日現在)

(1) 組織



(2) 職員数

区 分	所長	次長	消費者啓発係	相談・指導係	会計年度任用職員	合 計
職員数	1 名	1 名	2 名	3 名	9 名	1 6 名

4 所 掌 事 務

(令和7年4月1日現在)

消費者啓発係

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 職員の服務に関する事。
- (3) 予算の経理その他会計事務に関する事。
- (4) 文書の収発、編纂及び保存に関する事。
- (5) 消費生活に係る展示に関する事。
- (6) 消費生活に係る情報の提供に関する事。
- (7) 消費生活に係る各種講座等の開催に関する事。
- (8) えひめ消費生活センター友の会に関する事。
- (9) 他の係の所管に属しない事。

相談・指導係

- (1) 消費生活に係る相談に関する事。
- (2) 消費生活に係る商品テストに関する事。
- (3) 全国消費生活情報ネットワークシステムに関する事。
- (4) 市町の消費生活相談への指導及び協力に関する事。

Ⅱ 令和7年度 事業計画



1 各種講座等の開催

消費者自らが考え、行動する「消費者市民社会」の実現のため、各種講座やイベント等を開催する。

(1) 消費生活講座等の実施

消費者が安全・安心な消費生活を営むための一助として、消費生活センターや各種学校・施設等において、商品や役務の契約、解約などの消費生活に関する知識等について学習の機会を提供し、消費者の意識向上・自立支援を図る。

(2) 市町消費者教育推進強化事業

出前講座の推進など、市町と連携しながら、学校関係者や社会福祉協議会などに対し、消費者教育・啓発事業の紹介等を行い、全年齢層はもちろん、特に、若年層や高齢層への消費者教育の推進を図る。

(3) おもいやり消費普及啓発事業

環境、人、地域をおもいやる消費活動である「おもいやり消費」について、日常生活で取り組むきっかけとなる啓発イベントを実施する。

テーマ	「環境へのおもいやり（地球環境へ配慮）」
日時	令和7年11月15日（土） 11:00～16:00（予定）
場所	エミフルMASAKI（伊予郡松前町筒井 850） エミモール1F（グリーンコート）
内容	消費者イベント概要 ○開催セレモニー ○ダンスパフォーマンス、SDGs スペシャルショーなど 各種消費者啓発イベント ○展示・啓発コーナー設置 ○啓発資料・グッズ等配布
委託先	株式会社あいテレビ
委託期間	令和7年7月～令和7年12月

(4) 「えひめ男女共同参画フェスティバル」協賛事業

男女共同参画センター主催「えひめ男女共同参画フェスティバル」において、当センター業務のPRを行う。

日時	令和7年12月6日（土）、7日（日） 10:00～16:00（予定）
場所	愛媛県男女共同参画センター
対象	「えひめ男女共同参画フェスティバル」参加者 約350名
内容	PiPiのなるほどルーム見学、リサイクル工作

2 展示啓発及び広報

(1) 各種啓発資料の発行

消費者が安全・安心な消費生活を営むための情報資料を発行

- えひめのくらしの発行 年1回 10,000部発行
- 啓発リーフレットの印刷

(2) 消費者の日記念事業の開催

より多くの県民に、消費者問題に関心を持ってもらうため、「消費者月間」である5月に、ロビー展・パネル展を実施し、パネル展示、パンフレット等を配布するほか、ホームページ、インフォメーションボード、県公式 SNS での広報を実施した。

日 時	令和7年5月1日（木） ～ 5月31日（土）の間
場 所	消費生活センター （5月1日（木）～31日（土）） 県庁、各地方局・支局（5月12日（月）～16日（金））
内 容	消費者月間の周知、消費者ホットライン「188」の紹介 消費者被害防止の啓発、パンフレット・グッズの配布 等

(3) 消費生活展示室（PiPi のなるほどルーム）

商品の安全性に関する商品知識を啓発するため、商品サンプルを活用して視覚化しわかりやすい常設展示を行う。

(4) 常設展示（消費者情報プラザの展示コーナー）

商品の利便性に関する展示を行うとともに、消費生活トラブルの未然防止のため、生活に役立つ情報や図書・DVD 等開放型の展示・閲覧コーナーを設置している。

(5) インターネットのホームページを活用した啓発

愛媛県ホームページの「消費者情報プラザ」にて、消費者被害の未然防止、拡大防止のための注意喚起や啓発資料等の紹介を効率的・効果的に行い、消費者の一層の自立支援を図る。

3 情報の提供

消費生活におけるトラブルの未然防止を図るため、相談業務で得た緊急性の高い情報を、マスコミ・市町へ情報提供する。

(1) 新聞社等への原稿提供

消費者トラブルの発生・拡大防止のため、消費生活相談の状況や相談事例について、新聞社（毎月1回）や民間団体等に原稿提供を行う。

(2) 市町への広報誌原稿提供

各市町発行の広報誌等に毎月1回、消費者トラブルに関する情報を提供する。

(3) マスコミを通じた情報提供

テレビ・ラジオ、地域情報紙等のメディアを通じて、消費者被害の拡大防止のための緊急性の高い情報を提供する。

4 消費生活相談の実施

消費者からの消費生活に係る相談、苦情や問合せ、多重債務の相談に対応する。

(1) 消費生活相談員による消費生活相談の実施

○相談時間 月・火・木・金曜日 9時～17時、水曜日 9時～19時
（祝日及び年末年始を除く）

(2) 法律の専門家による消費生活相談の実施

○弁護士・司法書士相談（月3回） 13時30分～15時30分

(3) 消費生活相談体制の強化

県及び市町の相談員を対象に、定期的に研修を開催するほか、情報共有等により一層の連携を図り、県内の消費生活相談体制の強化を図る。

(消費者相談対応力等向上事業)

実施期間 令和7年8月～令和8年2月

コマ数 8コマ

受講者 県内の消費生活相談員または消費者行政職員

内容 消費生活相談員の実務に必要な関係法令、専門知識の習得

5 商品テスト等の実施

消費者から寄せられた商品の品質・機能等に関する苦情相談について、その原因を究明するためにテストを受け付けるほか、生活科学の学習の場として体験テストを実施する。

6 消費者行政推進団体の育成・支援

消費生活センターを中心に活動する消費者グループの育成と活動支援を行う。

7 市町相談窓口との連携

市町の消費生活相談窓口と、ホットラインや各種事業等を通じて連携し、きめ細かな相談対応を行う。

(ホットライン：相談用の電話とは別に、市町の消費者窓口とセンター間を専用電話で結んでおり、市町で相談対応中の案件等に、即時に対処できる)

Ⅲ 令和6年度 事業実施状況



1 各種講座等の開催

消費者意識の向上を図り、消費者が安全・安心な消費生活を営むための一助として、消費生活に関連する知識を啓発するため、消費生活センター職員が各種講座や講演会等を開催した。

(1) 啓発・教育活動

悪質商法などによる被害の防止及び、ライフステージに応じた消費者教育を推進するため、依頼に応じて職員を講師として派遣した。

実施日	講座等の名称	場 所	受講者数
4月5日	聖カタリナ大学・短期大学オリエンテーション	聖カタリナ大学・北条キャンパス	250
4月5日	聖カタリナ大学・短期大学オリエンテーション	聖カタリナ大学・松山市駅キャンパス	80
5月14日	松山東雲女子大学・短期大学 新入生消費者啓発	松山東雲女子大学・短期大学	300
5月14日	松山短期大学 新入生消費者啓発	松山短期大学 樋又キャンパス	54
5月17日	消費者教育（幼児編）	認定こども園 コイノニア幼児園	33
5月23日	いきいきサロン潮見	松山市潮見公民館	20
6月7日	伊方町老人クラブ連合会定期総会	伊方町社会福祉協議会	200
6月11日	高等学校消費者教育	愛光学園	251
6月13日 ～ 6月28日	小中学校フォローアップ研修	愛媛県総合教育センター	160
6月18日	ふれあい・いきいきサロンサクランボ	松山市石井公民館 西石井分館	26
6月25日	総合教育センター 県立高校キャリアアップ研修Ⅱ	愛媛県総合教育センター	2
7月9日	愛媛大学 新入生セミナーA	愛媛大学 城北キャンパス	70
7月26日	いきいきサロン谷	松山市潮見公民館 谷分館	19
8月7日	松前町岡田地区寿大学	松前町北公民館	50
9月10日	消費者教育（幼児編）	認定こども園 コイノニア幼児園	33
9月11日	オリーブ学級（女性学級）	西条市神拝公民館	20
10月24日	松山大学法学部石橋ゼミ	愛媛県男女共同参画センター	31

実施日	講座等の名称	場 所	受講者数
10月31日	高等学校消費者教育	川之江高校	173
11月6日	消費生活講座 県と愛媛大学との連携講座	愛媛大学共通講義棟	136
11月18日	人間環境大学・松山道後キャンパス	人間環境大学・松山道後キャンパス	87
12月3日	高等学校消費者教育	松山東高校	732
12月12日	生涯学習センターコミュニティカレッジ（中予）	愛媛県生涯学習センター	40
1月29日	みなら特別支援学校消費生活出前講座	みなら特別支援学校	61
1月30日	新居浜特別支援学校消費生活出前講座	新居浜特別支援学校	54
2月6日	愛媛県高齢者大学校	愛媛県社会福祉協議会	57
2月14日	消費者教育（幼児編）	認定こども園 コイノニア幼児園	47
3月3日	千足カフェ	砥部町千足集会所	12
計	27回		2,998

（２）市町消費者教育推進強化事業

出前講座の推進など、消費者教育のコーディネーターとして消費者教育推進専門員を配置し、市町や学校関係者等と連携し、消費者教育・啓発事業の紹介等を行い消費者教育の推進を図った。

情報提供活動 5回（20市町 外）

（３）おもいやり消費普及啓発事業の実施

環境、人、地域をおもいやる消費活動である「おもいやり消費」について、日常生活で取り組むきっかけとなる啓発イベントを実施した。

テーマ 「地域へのおもいやり（被災地支援、地産地消）」

日時 令和6年11月16日（土） 11:00～16:00

場所 エミフルMASAKI（伊予郡松前町筒井850）
エミモール1F（グリーンコート、フローラルコート）

内 容 消費者イベント概要
○開催セレモニー
○トークセッション・音楽ライブなど各種消費者啓発イベント
○展示・啓発コーナー設置
○啓発資料・グッズ等配布

委託先 株式会社FM愛媛

委託期間 令和6年7月29日～令和6年12月20日

2 展示啓発及び広報

消費者意識の向上や消費生活センター相談窓口を周知するため、消費生活に役立つ情報を、資料の発行、展示、ホームページなどにより提供した。

(1) 各種啓発資料の発行

資 料 名	発 行 部 数
えひめの暮らし	年2回 毎回 10,000部
「消費生活かるた」カレンダー	4,000部
啓発リーフレット（ピピッと解決ガイド）	5,000部
啓発マグネットシート	3,000枚
啓発チラシ（注意したい消費者トラブル）	6,000部

(2) 「消費者の日」記念事業

県民に、5月の「消費者月間」及び「消費者の日」を広報するとともに、消費者月間に関心を持ってもらうために、ロビー展、ホームページ、県政広報番組、インフォメーションボードで啓発を行った。

【ロビー展】

日時・場所 令和6年5月1日（水）～5月31日（金）消費生活センター
令和6年5月20日（月）～5月24日（金）県庁、地方局、支局
内 容 パネル展示、パンフレット・グッズの配布

(3) 消費生活展示室（PiPi のなるほどルーム）

商品の安全性に関する商品知識を、商品サンプルを用いて消費者にわかりやすく提示した。（常設展示）

<PiPi のなるほどルーム見学者>

（単位・人数）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
見学者数	0	0	0	11	19	2	0	0	45	0	0	0	77

(4) 常設展示（消費者情報プラザの展示コーナー）

県民が気軽に利用できる開放型の展示・閲覧コーナーを整備し、啓発パネル等を随時更新した。

○悪質商法の手口（架空・不当請求、マルチ商法、点検商法、利殖商法）

○クーリング・オフ（無条件解約） ・ 国民生活センター見守り新鮮情報

<展示コーナー参観者数>

（単位・人数）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
参観者数	430	370	393	535	450	455	500	665	577	401	461	545	5,782

(5) ホームページによる啓発

消費生活センターのホームページにおいて、消費者被害の未然防止及び拡大防止に向けた情報発信を行い、消費者教育の充実・強化を図った。

[\(https://www.pref.ehime.jp/site/ecc/\)](https://www.pref.ehime.jp/site/ecc/)

<消費生活センターホームページの概要>

項 目 名	項 目 名
消費者情報プラザ	消費者問題について学習したい
お知らせ・注意喚起等	消費者トラブルから身を守る
消費生活相談	おもいやり消費（エシカル消費）
愛媛県内の消費生活相談窓口	啓発動画・資料・教材
消費生活相談オンライン受付	出前講座
外国人の方へ(For tourist)	センター見学・体験テスト
クーリング・オフ	当センターについて
当センターでの相談状況	所在地・連絡先
相談概要・統計	利用時間
今月の気になる相談	事業概要など

(6) 視聴覚教材等の貸出し

種 類	回数	利用者数	貸出教材の数	主 な 貸 出 先
DVD・ビデオ等	3 回	212 人	7 本	東温市地域包括支援センター

3 情報の提供

新聞や、消費者団体・市町等関係団体の広報誌を活用し、安全・安心な消費生活のための情報を提供した。

(1) 相談事例提供事業

消費生活上のトラブルの未然防止や消費者としての知識の向上を目的として、新聞社や定期刊行物発行事業者等との共同企画で、具体的な相談事例とその注意点及び、対処法等を掲載した。

提供月	内容	提供先
4 月	クレジットカード 支払い方法や明細注意	愛媛新聞
	～新生活のスタート！つまづかないために!!～	コープえひめ
5 月	フィッシング詐欺 URL アクセスに注意	愛媛新聞
	～クレジットカードに関連するトラブル～	コープえひめ
6 月	不安あおる点検商法 「保険で修理」迫る例も	愛媛新聞
	～送られてきたその SMS やメール、本当に信用できる?!～	コープえひめ
7 月	子どもが無断で課金 取り消し不可の場合も	愛媛新聞
	～SNS をきっかけとした消費者トラブルにあわないために～	コープえひめ
8 月	通販の定期購入トラブル 条件や解約方法確認を	愛媛新聞
	～あなたの家では課金のルールをどう決めていますか～	コープえひめ
9 月	災害に便乗 悪質商法 契約は相談して慎重に	愛媛新聞
	～申し込む前の最終確認画面チェックは十分ですか～	コープえひめ
10 月	ロマンス詐欺・投資詐欺 甘い言葉信用しないで	愛媛新聞
	～便乗被害に遭わないように気を付けて～	コープえひめ
11 月	美容医療やエステ 高額契約急がず慎重に	愛媛新聞
	～その相手、本当に信じて大丈夫ですか～	コープえひめ
12 月	自転車ヘルメット 適合マーク表示確認を	愛媛新聞
1 月	不用品の訪問購入 飛び込み勧誘 法で禁止	愛媛新聞
	～命を守るヘルメット！正しく装着できていますか？～	コープえひめ
2 月	家電の高温蒸気 やけど危険 乳幼児注意	愛媛新聞
	～訪問購入の被害に遭っていませんか～	コープえひめ
3 月	代引き配達のトラブル 受け取ると返金は困難	愛媛新聞
	～乳幼児の家電製品による高温蒸気のやけどに気を付けて～	コープえひめ

(2) 市町への広報誌原稿提供

消費者被害の未然防止を図るため、消費生活相談の情報を、県内各 20 市町の広報誌に原稿提供した。

提供月	内容
4 月	～クレジットカードに関連するトラブル～
5 月	～送られてきたその SMS やメール、本当に信用できる?!～
6 月	～SNS をきっかけとした消費者トラブルにあわないために～
7 月	～あなたの家では課金のルールをどう決めていますか～
8 月	～申し込む前の最終確認画面チェックは十分ですか～
9 月	～便乗被害に遭わないように気を付けて～
10 月	～その相手、本当に信じて大丈夫ですか～
11 月	～興味をひかれても、契約は慌てないで慎重に～
12 月	～命を守るヘルメット！正しく装着できていますか？～
1 月	～訪問購入の被害に遭っていませんか～
2 月	～乳幼児の家電製品による高温蒸気のやけどに気を付けて～
3 月	～ネット通販の落とし穴！支払方法の変更を求める業者には注意!!～

4 消費生活相談の実施

(1) 令和 6 年度の相談状況の概要（*PI0-NET 登録分により集計）

- ① 県内の相談窓口寄せられた相談件数は、県・市町合わせて 8,663 件となった。
 - ・前年度と比較して 73 件（前年度比 0.8%）増となった。
 - ・内訳は、県センター3,050 件（35.2%）、市町窓口 5,613 件（64.8%）
- ② 年代別では、70 歳以上からの相談が最多であり、依然として高齢層の相談が多い。
70 歳以上からの相談は 2,216 件（25.6%）と最多、60 歳代からの相談が 1,457 件（16.8%）と続く。
- ③ 相談内容は、「化粧品」の「定期購入」に関する相談が目立つ。不意打ち性の高い取引、インターネットや SNS 等が関連する取引の相談において高齢者が関与する割合が増加。
 - ・商品・役務別では、「商品一般」の相談が 931 件（10.8%）と最多であり、次いで「化粧品」が 750 件（8.7%）、「健康食品」が 457 件（5.3%）と続く。
 - ・販売購入形態では、「通信販売」の相談が 3,204 件（37.0%）と依然として最多。次いで「店舗購入」が 1,377 件（15.9%）、「電話勧誘販売」が 709 件（8.2%）と続く。20 歳未満から寄せられる相談の 7 割以上を「通信販売」に係る相談が占める。
 - ・「訪問販売」「訪問購入」は高齢層からの相談が多い。
 - ・インターネット通販に関する相談は 2,355 件（27.2%）となり、前年度と同様に高水準で推移。60 歳代以上からの相談の占める比率が増加傾向にある。
 - ・定期購入に関する相談は 1,079 件（12.5%）、SNS に関する相談は 819 件（9.5%）

となり、いずれの相談も前年度比で増加している。

- ・ サイドビジネス商法や利殖商法に関する相談が引き続き高い水準で推移している。いずれも若年層からの相談が多い一方、利殖商法に関しては、60 歳代以上からの相談が目立つ。
- ・ 点検商法に関する相談が前年度に引き続き高い水準で推移している。高齢層からの相談がほとんどであり、在宅の高齢者が不意打ち的に狙われていることが伺える。
- ・ 公的機関や有名企業の職員や関係者であるかのように身分を偽る「身分詐称」に関する相談が、前年度比で約5割増加しており、60 歳代以上からの相談が半数以上を占める。
- ・ 商品や役務等に関連して身体にけがや体調不良等の害を受けたという「危害」の相談は103 件、危害を及ぼすおそれのある「危険」の相談は15 件となり、顕著な増減はみられない。例年と同様「食料品」「保健衛生品」「保健・福祉サービス」に関する内容が多い。

※ 詳細は、<https://www.pref.ehime.jp/uploaded/attachment/148108.pdf>

(2) 消費者相談人材養成事業

消費生活相談に必要な関係法令等に関する専門知識及び具体事例の対応方法について、web 及び対面研修を実施し、消費生活相談員体制を強化した。

回数・受講者延べ数：16 回、275 人

研修内容

(ア) 実施期間：令和6年8月5日(月)～令和7年2月5日(水)

(イ) 受 講 者：県内の消費生活相談員または消費者行政職員

(ウ) 内 容：消費生活相談員の実務に必要な関係法令、専門知識の習得

委託先 公益社団法人 全国消費生活相談員協会

5 商品テスト等の実施

(1) 原因究明テスト

消費者から寄せられた商品の品質・機能等に関する苦情相談について、その原因を究明するためにテストを受け付けている。

令和6年度は当センターでの実績なし。

(2) 体験テスト

消費生活をより科学的な視点からとらえ、商品の選択ができる目を養うため、生活科学の学習の場として、体験テストを実施している。

◎ 体験テスト、研修生受け入れ利用状況

・ 夏休み体験テスト教室4回、参加者合計16名

・ その他の体験テスト2回、参加者合計12名

6 相談受付事務処理の流れ

別紙